

大阪市障がい者施策推進協議会部会
令和2年度 第1回 大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会 議事要旨

日時：令和2年9月28日(月)午後2時～3時30分
場所：大阪市役所 地下1階 第11 共通会議室

【議題1 令和元年度 障がい者差別解消にかかる取組状況について】

第2回を令和2年3月24日開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とし、各委員に資料を送付した。各委員から特段の質問等はなかった。

●相談窓口における対応状況について

3月に開催予定であった資料の掲載以降の相談事案

《視覚障がい者からの相談》

バス停から通院先の眼科医院前までの横断歩道2カ所に音響装置がない。

⇒所轄の警察に要望を伝達。交通量の調査等を行うことで対応を検討することの回答を得たことを伝え、相談者は納得。

●研修・啓発等実績について

【研修】

- ・各区障がい者福祉担当新任職員
- ・各基幹相談支援センター連絡会
- ・地域活動支援センター長会
- ・あいサポート
- ・指定事業者・施設及び大阪市移動支援事業者集団指導

【啓発】

- ・障がい者差別解消に係る相談窓口の周知チラシ
- ・住宅入所に係る差別解消啓発チラシ

【議題2 令和2年度 障がい者差別解消にかかる取組状況及び取組方針について】

●相談窓口の対応状況

昨年度に比べて(4月～8月)相談件数は少ない、新型コロナウイルス感染予防で外出を自粛したことが原因と思われる。

《個別事例》

- ・保育所の医療的ケア児について
- ⇒受け入れる際の判断および入所後の個別的な配慮が必要と思われる。

- ・精神障がい者の住宅入居時の建物賃貸借契約書の文言について
⇒精神障がい者に対する差別的な文言があったが現在は、撤廃されている。家主や不動産会社に対して大阪府と連携を行い、指導、啓発を行っていく。
- ・市営住宅の班長を決める際の自死について
⇒現在、紛争中である。市営住宅や府営住宅は貧困の方や障がい者、高齢者は沢山入居されており、役員のなり手がない状態である。外注を含め、役員のあり方について検討が必要であり、また、福祉関係の相談があればすぐに対応する必要がある。そのための仕組み作りが必要である。

【議題3 大阪府障害を理由とする差別解消の推進に関する条例の改正について】

- ・平成28年4月に施行され施行後3年の見直しの規定に基づき、令和2年3月に提言が取りまとめられ見直しが検討された。令和3年4月1日に施行予定である。

【議題4 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画について】

- ・障がい者支援計画は6年計画で令和2年度末で3年が経過し、中間の見直しを行い計画を改めて策定している。

【議題5 その他】

- ・障がい者の受診時の医療関係者の対応について